



「特定投資家制度」に関する「期限日」のお知らせ

2009年9月14日現在

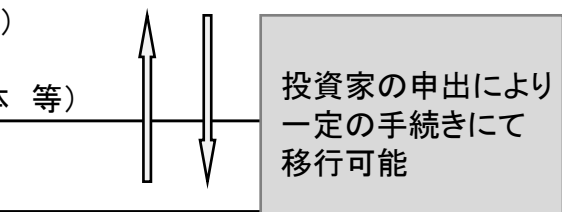
金融商品取引法では、新たに「特定投資家制度」が導入されお客様は、「特定投資家」と「一般投資家」とに区分されます。

本制度では、お客様が「特定投資家」である場合には、金融商品取引等に課せられる行為規制の一部(書面交付義務、適合性の原則等)の適用が除外されます。

また、一定の条件に該当するお客様については契約の種類により「特定投資家」と「一般投資家」との間の移行の申出を行う事が出来ます。

移行の有効期限は原則として承諾日から1年としておりますが、弊社では移行承諾後最初に到来する8月31日(休日の場合も変更しません)を「期限日」とさせていただきます。期限日後は、更新のお申出のない場合は移行前の「特定投資家」、「一般投資家」としてお取扱いに戻りますので、ご継続をご希望される場合は再度、移行のお申出が必要となります。

投資家区分

| | | |
|----------------------------------|--|--|
| 特定投資家 | ①一般投資家への移行は不可 (適格機関投資家、国、日本銀行) |  |
| | ②一般投資家に移行可能 (資本金の額が5億円以上であること) 見込まれる株式会社、 上場株券の発行会社、地方公共団体 等) | |
| ③特定投資家への移行可能 (①・②以外の法人、一定の個人) | | |
| ④特定投資家への移行不可 (①又は③の個人を除く個人) | | |

契約の種類

| 契約の種類 | 当行でお取扱いのある商品 |
|------------|--------------|
| 1 有価証券関連取引 | 該当無し |
| 2 デリバティブ取引 | 該当無し |
| 3 特定預金等契約 | 外貨預金 |
| 4 投資顧問契約 | 該当無し |
| 5 特定信託契約 | 該当無し |
| 6 投資一任契約 | 該当無し |
| 7 特定保険契約 | 該当無し |